

居宅介護「重要事項説明書」

当事業所は居宅介護、重度訪問介護の指定を受けています。
(神奈川県指定 第 1415400066 号)

重要事項説明書は、フジ・ケア多摩とサービス利用契約の終結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事項を説明するものです。

フジ・ケア多摩は、利用者に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「法」又は「障害者総合支援法」という。)に基づく居宅介護サービスを提供します。サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1 事業者の概要

名 称	フジ・ライフケア有限会社
法人所在地	川崎市多摩区登戸 205 番地
電話番号	044-911-2921
代表者氏名	代表取締役 藤川 茂
法人の沿革・特色	設立 平成 16 年 1 月 15 日 特色 ご利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
法人が所有する営業所の種類等	併設 介護保険 = 訪問介護・介護予防訪問介護 障害者総合支援法 = 居宅介護・重度訪問介護 川崎市地域生活支援事業 = 移動支援事業

2 営業所の概要

事業所の名称	フジ・ケア多摩
事業所所在地	川崎市多摩区登戸 185 マルヨマンション 2 1 階 2 号室
事業所電話番号	044-930-7710
サービスの提供地域	多摩区
サービス提供曜日、時間等	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 10 時 (毎年 12 月 29 日～1 月 3 日まで休業) *ただし、居宅介護計画に基づくサービスの提供は、上記時間以外でもご相談の上、対応いたします。
事業所番号	1415400066
運営方針	ご利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。更に地域との結びつきを重視し、市町村・福祉サービス事業者及び保健医療等の福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
自己評価実施状況	定期的に関係者によるカンファレンスを行い、サービスの充実に努めます。

職員への研修の実施状況	社内定期研修（年２回）・社外研修（随時）
事業所の事業の実施地域	川崎市多摩区、高津区、麻生区、宮前区、東京都稲城市

3 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	合計員数 （常勤換算）
管理者	1 名		1 名
サービス提供責任者	1 名		1 名
訪問介護員	5 名	6 名	1 1 名
事務	1 名		1 名（訪問介護員兼務）

4 主たる対象者

居宅介護 ＝ 身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者・重度障がい者

5 サービスの内容

- （１）「居宅介護・重度訪問介護サービス」は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で認めるものを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護や生活援助その他日常生活上の援助を行います。
- （２）事業者は、以下のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- （３）サービス提供にあたっては、内容の評価を含め「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

身体介護に関する内容	食事の介護、排せつの介護、入浴の介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）、その他日常生活を営むために必要な身体介護
生活支援に関する内容	調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物、通院等介助（身体介護を伴わない場合）、その他日常生活を営むために必要な家事の援助
重度訪問介護に関する内容	入浴、排せつ、及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出における移動中の介護並びに生活等に関する助言やその他の生活全般にわたる援助

6 サービス提供の利用方法

（１） サービスの利用開始

- ① 居宅介護または重度訪問介護において介護給付費支給決定を受けた方で、サービス利用を希望される利用者または相談支援専門員より、利用の受付、相談を受け付けます。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、障害福祉サービス利用計画に基づいて、サービスの提供を開始します。

契約の有効期間は、介護給付費支給期間と同様です。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 適切なサービスを提供するために利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

（２） サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し、２０日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、

この契約を解除する事ができます。

- ② ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ③ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ④ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月間遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ⑤ 等事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する30日前までに文書にて通知します。
- ⑥ 契約の自動終了
 - 1) 利用者が施設に入所した場合
 - 2) 居宅介護及び重度訪問介護の介護給付費支給期間が終了し、その後の支給がない場合
 - 3) 利用者が亡くなられた場合

7 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

(ア)利用者からの申し出

訪問介護員の交替を希望される場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかに、事業者へ申し出る事が出来ます。ただし、利用者から特定の訪問介護員を指名することはできません。

② 事業者からの交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、利用者及びご家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

「5、サービスの内容」で定められた業務以外は、依頼する事はできません。

(イ)備品等の使用

サービス実施のために必要となる備品及び水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

① 医療行為又は医療補助行為

② 利用者もしくはご家族等からの物品等の授受

③ 利用者の家族等に対するサービスの提供

(ア) 飲酒及び喫煙

(イ) 利用者もしくはご家族に対して行う宗教活動・生維持活動・営利活動

(ウ) その他利用者もしくはご家族に行う迷惑行為

8 サービス利用料金及び利用者負担

(1) 居宅介護身体介護

30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間 30 分未満
249 単位	393 単位	571 単位	652 単位	815 単位

生活援助

30 分未満	30 分以上 45 分未満	45 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 15 分未満	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満
102 単位	148 単位	191 単位	232 単位	268 単位

(2) 重度訪問介護

1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間 30 分未満	2 時間 30 分以上 3 時間未満
184 単位	274 単位	366 単位	457 単位	549 単位

※朝(6:00 から 8:00)夜間(18:00 から 22:00)は 25% 割り増し、深夜(22:00 から 6:00)は 50% 割り増しになります。

※介護上の理由により利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

※上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅介護等計画に定める時間数によるものとします。

(1) サービス利用料の 1 割が利用者負担となります。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 通常のサービス提供地域以外の地域のみ、所定の交通費(実費)が必要となります。

(3) 利用者負担金につきましては、毎月 10 日に請求書を郵送しますので、請求書到着後、10 日以内に所定の支払い方法(郵便局振替・現金)にてお支払いください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)

- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

9 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は（運営規程に記載されている内容を記載する）により請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	当日までにご連絡のない場合	1 提供当たりの料金の 50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。	

10 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	林 奈央
	連絡先電話番号	044-930-7710
	同ファックス番号	044-930-7712
	受付日及び受付時間	月～金 午前9時～午後6時

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	藤川 茂
-------------	------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

14 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先、居宅支援専門員にも連絡します。

15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

20 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 フジ・ケア多摩	所在地 神奈川県川崎市登戸185番地 マルヨマンション2 1階2号室 電話番号 044-930-7710 ファックス番号 044-930-7712 受付時間 月～金 午前9時～午後6時 土日は電話での対応のみ可
【市町村（保険者）の窓口】 多摩区役所 介護保険サービス課	所在地 川崎市多摩区登戸1775-1 電話番号 044-935-3261 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27番地1号 電話番号 045-369-3447 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝は休み）

22 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-----------------

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸 205 番地
	法人名	フジ・ライフケア有限会社
	代表者名	藤川 茂
	事業所名	フジ・ケア多摩
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	